

## 国保高額療養費の自己負担限度額改正

平成27年1月1日に国民健康保険法施行令が改正されることに伴い、高額療養費制度の自己負担限度額が細分化されます。

### 平成27年1月1日から適用

変更となる区分や額は下の表のとおりで、平成27年1月1日以降に受けた診療については、改正後の限度額が適用されます。

※旧ただし書き所得とは、被保険者個人の総所得金額から33万円を控除した額です。

### 限度額適用認定証をお持ちの人は差し替えを

限度額適用認定証(以下、認定証)に表記される適用区分も変更となる場合がありますので、すでに認定証をお持ちの人で差し替えの必要がある場合には、新たな認定証を送付します。

お手元に認定証が届きましたら、差し替えていただき、古い認定証につきましては各自で破棄をお願いします。

### 平成26年12月31日までの限度額

	負担限度額(円)	所得要件
上位所得世帯	A 150,000+(総医療費-500,000)×1%	旧ただし書所得600万円超
一般	B 80,100+(総医療費-267,000)×1%	旧ただし書所得600万円以下
非課税	C 35,400	住民税非課税

※所得要件にある所得額は、世帯内の被保険者全員の合計で判定します。

### 平成27年1月1日からの限度額

	負担限度額(円)	所得要件
上位所得世帯	A 252,600+(総医療費-842,000)×1%	旧ただし書所得901万円超
	イ 167,400+(総医療費-558,000)×1%	旧ただし書所得600~901万円
一般	ウ 80,100+(総医療費-267,000)×1%	旧ただし書所得210~600万円
	エ 57,600	旧ただし書所得210万円以下
非課税	オ 35,400	住民税非課税

### 70歳以上の限度額

	負担限度額(円)		所得要件
	外来	外来+入院	
現役並所得	44,400	80,100+(総医療費-267,000)×1%	課税所得 145万円以上 ※一定の条件を満たした場合 一般区分へ移行
一般	12,000	44,400	課税所得 145万円未満
低所得Ⅱ	8,000	24,600	住民税非課税
低所得Ⅰ		15,000	住民税非課税(所得が一定以下)

70歳以上の所得区分、限度額に変更はありませんが、現役並み所得者は、これまでの条件に加え「旧ただし書所得」の合計額が210万円未満の場合も、一般区分扱いとなります。

### 70歳以上の区分について

### 忘れずに申告を

## 償却資産(固定資産税)申告

固定資産税は毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、事業で用いる資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいいます。償却資産の所有者は、資産の所在する市町村に毎年申告をしなければなりません。

### 課税対象

- ① 土地・家屋以外の事業に利用することができる資産
- ② 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ③ 減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または、必要な経費として参入できるもの(耐用年数1年未満またはその取得価格が10万円未満で一時に損金に算入するものおよび20万円未満で一括して3年間で償却を行うものを除く)
- ④ 自動車税や軽自動車税の対象である車両などでないこと

### 償却資産の評価

償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。減価償却の方法は定率法で、算式は次のとおりです。

- ① 前年中に取得された償却資産の評価  
取得価額×(1-減価率/2)
- ② 前年前に取得された償却資産の評価  
前年度の評価額×(1-減価率)

※求めた額が(取得価額×5/100)より小さい場合は、その求められた額を価格とします。

### 税額の算定

評価額を課税標準額として、次の算式により税額を算定します。

課税標準額×税率(1.4%)

※焼却資産についての課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、償却資産に対する固定資産税は課税されません。

### お問い合わせ先

健康福祉課 国民健康保険係  
☎52・5853(直通)

### 歴史香る秋の氷川路を快歩

## 「道の駅」竜北ウォーキング2014

10月26日、ウォーキングセンターをスタート、ゴールとする「道の駅」竜北ウォーキング2014が行われ、町内外から約250人の参加がありました。参加者たちは15.7キロと6.7キロの2コースに別れ、掛け声とともに元気にスタート。古墳群やフルーツロードを巡り、秋の景色を楽しみました。

また、昼食では、担い手女性グループにより、豚汁が振る舞われ、参加者は舌鼓を打っていました。

好天にも恵まれ、秋の心地よい風を浴びながら、参加者たちは氷川町の秋を満喫していました。



▲雄大な立神峡を望みながら



▲大野窟古墳の内部を見学



▲たわわに実ったみかん畑をバックに



▲おいしい豚汁が振る舞われました

### 文化の祭典10周年

## 第10回氷川町文化祭

11月2・3日、第10回氷川町文化祭が行われました。

2日に文化センター講堂で行われた芸能の部では、町内の保育園・幼稚園、小中学校や各種団体・個人が、吹奏楽・太鼓などの演奏、太極拳、ダンス、日舞、コーラスなどを披露。日頃の練習の成果に、会場からは大きな拍手が送られました。

また、文化センターおよび竜北体育センターでは、2日間にわたり作品展が行われ、趣向を凝らした絵画や陶芸、書道などの作品に、訪れた人たちは足を止め、熱心に鑑賞していました。



▲月乃輪保育園の迫力ある太鼓演奏



▲芸能の部の最後を飾ったみやはら混声コーラス



▲すてきな芸術作品がずらり



▲本格的なお茶のおもてなしも